

令和3年第2回砂川市議会定例会

令和3年6月16日（水曜日）第3号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第 5号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第 6号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 11号 令和3年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 4 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第 4号 事務報告書の提出について
- 日程第 6 報告第 5号 監査報告
報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 7 意見案第 1号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
意見案第 2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「3
0人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に
向けた意見書について
意見案第 3号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 小 黒 弘 君
武 田 真 君
- 日程第 2 議案第 3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第 5号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第 6号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 1 1 号 令和 3 年度砂川市一般会計補正予算
日程第 4 報告第 3 号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第 5 報告第 4 号 事務報告書の提出について
日程第 6 報告第 5 号 監査報告
報告第 6 号 例月出納検査報告
日程第 7 意見案第 1 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
意見案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3
0 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に
向けた意見書について
意見案第 3 号 2 0 2 1 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

○出席議員（12名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	多比良 和 伸 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	飯 澤 明 彦 君		増 井 浩 一 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二

市 民 部 長	河 原 希 之
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢 久
経 済 部 長	中 村 一 久
経 済 部 審 議 監	東 正 人
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監	小 林 哲 也
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	板 垣 喬 博
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	斉 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） それでは、一般質問を始めます。大きく2点について伺います。

まず、1点目としては砂川駅前地区整備についてであります。中心市街地のにぎわいを創出させるために建設予定の施設は基本設計が発注されています。そこで、以下について伺います。

まず、1点目は、砂川駅前地区に建設される建物は市の行政財産になりますが、そこに商工会議所や観光協会が入る場合、使用料は発生するのか。

2点目ですが、今後も近隣金融機関との話し合いは続けるべきと思いますが、その考えについてを伺います。

3点目、現在砂川駅前地区整備基本設計を委託するための公募型プロポーザルが行われておりますが、技術提案書のテーマ3、その他の独自の提案でよいアイデアが出たときには取り入れる可能性があるのかどうかをお伺いします。

4点目は、施設の管理運営団体をつくるための方向性についてを伺います。

大きな2点目は、市役所1階の窓口業務についてであります。新庁舎が開庁して1か月余りがたちました。窓口業務における市民サービスの向上は図られているのか。また、おくやみ窓口はどのぐらい利用されているのかを伺います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 （登壇） それでは、私から大きな1、砂川駅前地区整備についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）駅前地区に建設される建物に商工会議所や観光協会が入る場合、使用料は発生するのかについてであります。本施設は、駅前地区においてまちなかの魅力を高め、にぎわいを創出する拠点の整備を目的とし、具体的な施設内容を定めた砂川駅前地区整備基本計画では、起業、経営支援、相談スペース及び観光情報等発信施設を用途として設定し、その目的を達成するため、それぞれ商工会議所、観光協会が入ることを想定しております。先月下旬には市、商工会議所、観光協会の3者で意見交換を行い、その際には事務

所貸付けの対価として一定制度の費用負担をいただくことを伝えております。具体的な費用負担等の内容は、これから内部協議を行いながらそれぞれの団体と調整を図ってまいります。両団体に対しましては本年9月末までには意思表示をいただきたいと伝えたいところでもあります。

次に、(2) 今後も近隣金融機関との話し合いは続けるべきと思いますが、その考え方についてであります。商工会議所、観光協会、商店会連合会、駅前商店会、商工会議所青年部、青年会議所の6団体で構成されたにぎわいのあるまちづくり協議会からの提言書において集約する機能として金融機関が求められていたことに加え、基本構想での想定利用シーンとして金融機関の利用者の休憩場所としたことから、敷地に隣接する北海道銀行及び向かいに位置する北洋銀行とは一体的な建設の可能性について協議を行ってまいりましたが、経済合理性の観点から難しいと両銀行から回答を得たところであります。このことから、今後は一体とした建設についての話し合いを行う予定はありませんが、施設の具体的な運営方法など情報をいただければ、協力いただけることは協力したいというご回答をいただいたところであります。

次に、(3) 基本設計を委託する公募型プロポーザルの技術提案書のテーマ3、その他独自の提案でよいアイデアが出たときには取り入れる可能性はあるのかについてであります。現在基本設計業務を委託するに当たり、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験を有する者から広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施しているところであります。その中の二次審査においては特定テーマとして3項目を掲げており、テーマ1は魅力のある外観デザインの提案、テーマ2は環境負荷を抑え、ライフサイクルコストに配慮した提案、テーマ3としてその他独自の提案を参加表明者に対し技術提案書を求めています。このプロポーザル方式の趣旨は、先ほど申し上げましたとおり、民間の柔軟な発想や豊かな経験を有する者を求めるものであり、基本計画をより効果的に実現できるよいアイデアが出された場合には積極的に取り入れていきたいと考えております。

次に、(4) 施設の管理運営団体をつくるための方向性についてであります。本施設の管理運営につきましては、基本計画の管理運営計画にありますとおり、指定管理者制度を活用した公設民営方式での検討を進めております。指定管理者制度は、公の施設の設置目的の効果的な達成を目的として、法人、その他の団体に対して管理を委託する制度であり、本市の方向性としましては商工会議所及び観光協会を指定管理者として想定し、協議を行っております。今後につきましては、運営面についても両団体と共に他の関係団体や市民などからも広く意見をお聞きしながら検討を進めてまいります。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から大きな2、市役所1階の窓口業務についてご答弁申し上げます。

本年5月6日に開庁した新庁舎では、1階フロアには市民部市民生活課、税務課、保健福祉部介護福祉課、社会福祉課、中空知広域水道企業団砂川営業所など、市民の利便性を考慮し、利用頻度が高い窓口が配置されているところでもあります。特に市民の利用頻度の多い市民生活課戸籍年金係窓口では、着席して申請書の記入ができる記載台の配置や住民票や戸籍、印鑑、市税など各種証明の発行窓口としてハイカウンターを配置しているほか、届出や申請内容についての確認作業や申請相談が生じることの多い住所変更や戸籍届出、パスポート申請、国民年金の諸手続、パスワード設定で来庁者の機器操作が必要となるマイナンバーカード関連業務など、来庁者の方に着席いただいて対応するローカウンターについては旧庁舎では国民年金及びパスポート申請を主に受付する窓口の1か所でしたが、新庁舎では2か所として、窓口業務における利便性及び市民サービスの向上を図っているところでもあります。また、全庁的な窓口対応として、窓口カウンターに職員が常時着席して対応する形ではなく、来客に合わせてその都度対応を行うこととしておりますが、その際には窓口カウンター上での来庁者以外の個人情報記載された書類を取り扱うことがなくなり、個人情報保護というセキュリティー上の観点からも市民サービスの向上は図られているものと考えているところでもあります。

次に、おくやみ窓口についてであります。砂川市民の死亡に伴う手続についてワンストップで対応し、ご遺族の負担を軽減するため、新庁舎の開庁時より業務を開始したところでもあります。窓口の利用に際しては、待ち時間をなくすことやおくやみハンドブックを作成し、手続に必要な物や書類をあらかじめお伝えし、確認ができることなどから、死亡届提出時にご遺族や葬儀業者に対して予約制の周知を行っておりますが、予約されずに来庁された場合であっても予約された方と重複しない限り対応を行うなど、柔軟な窓口対応に努めているところでもあります。おくやみ窓口の利用件数であります。5月6日の新庁舎開庁から6月10日まで、24件となっているところでもあります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、随時質疑をしていきたいと思っておりますが、砂川駅前地区の整備の関係なのですけれども、今1点目で商工会議所あるいは観光協会が入る場合は使用料がある一定程度の費用負担があるという話をされているということなのですが、これは一体何の根拠に基づいて使用料を取られようとしているのかをまずお伺いします。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、建設する施設でありますけれども、全額公費で整備するものでありますので、地方自治法上の観点からも施設の利用に関しましては一定程度の負担が必要だとは考えております。また、商工会議所、観光協会が事務所ということでもありますけれども、例えばこの施設の管理外の事務を行う場合もあると思っておりますので、その点につきましても費用の負担は必要だとは考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 地方自治法上というお話なのですが、砂川市には行政財産の目的外使用に関する使用料条例というのがあるのですが、これとは違うのですか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 今議員さんがおっしゃいましたとおり、行政財産の目的外使用に関する使用料条例と公有財産の場合には公有財産規則という2つがございます。この考え方なのですが、費用の負担という面につきましては、行政財産の目的外使用もそうなのですが、例えばその場所で電気、水道、燃料を使ったり、光熱水費等は実費の負担をするという規定もございます。これらも含めまして費用の負担という考え方でございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市として民間の団体に対して使用料を取ろうとするときには、しっかりした根拠がないと私はまずいと思うのです。だけれども、目的外の使用料でもなさそうだし、そこはどう相手方と話しているのか、もう少しはっきりと答えてもらえませんか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、この点に関しては、内部協議をもっと進めるということでございます。今の既存の規定上に照らし合わせて検討していくものでございます。私が申しましたのは、費用の負担の一つには、例えばその施設を使うのに電気料だとかの光熱水費も含めた費用負担、これも費用負担でございますから、行政財産の目的外使用の許可を出したとしましても、この分については費用負担をいただくわけですから、根拠としては今申し上げたものになります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ここで引っかかっていられないので、仮に条例でいくとすれば、行政財産の目的外使用に関する使用料条例が一番だと私は思っているのですが、ただ私が言いたいのは、もしこれで行くのだとすると、一定の建物に対してはしっかりと条例ですから決められているのです。固定資産評価相当額に対しての1,000分の9.3とか、その数値がもう決められているのです、条例としては。もしもこの施設に対してそれを適用すると、月に相当高い使用料が発生すると私は思っていて、それに果たして商工会議所が耐えられるのかと実は思っているのです。使用料が発生してしまったものの、後で、よくあるパターンなのだけれども、役所がその分の補助金を出してツーツーにするというやり方は私はほしくないというのが基本です。それであるなら、しっかりと使用料を取って、それでもやってもらえるのかどうかというしっかりとした話合いをしていただきたい。仮にそうではないやり方というのはあると私は思っていますので、そこはその点だけお話をして終わりたいと思っています。

それから、銀行のことなのですが、そう簡単に私は諦められないのです。現場に行ってみますと、銀行があるがためにと言ったら変ですが、実は旧グランドパチン

コはそんなに広い間口ではないのです。国道から見たり駅前から見たりします。すると、銀行が角を押さえているのです。旧グランドパチンコがあり、そこから先はいわた書店からずっと商店街がつながっています。その施設は、基本計画によると施設の前に前庭みたいなものを造りたいというお話もあるので、完全に建物は後ろに引っ込むわけです。つまり角からも見えないし、こちら側の商店街からも見えない。国道から来る人たちは真っ正面に来ない限りは、いい施設ができたとしても見る事ができないような状況があります。ですから、今の経済状況あるいはコロナの状況を考えていって、果たして道銀さんがずっとあそこに事務所を構えているのかどうか、非常に微妙なところだというのが今の現状だと私は思っているのですけれども、仮にそうなったとしても、今の形で進めていってしまったら、そこを巻き込むことができないではないですか。

ですから、私はここで1個提案したいのは、今すぐに道銀さんはうんと言わないかもしれないけれども、それをある程度予測をして、道銀さんがもしも違う動きをされたときには壁を少し広げられるような設計にしたらどうかと私は今思っているのです。これは今話をしただけで終わります。

次の3点目なのですけれども、今公募型のプロポーザルがまさに行われているのですが、なぜ私がここで質問をしたかったかという、その他の独自の提案でテーマの中の一つで書かれているのです。ただ、3月議会でも私はこれに関しての一般質問を行っているのですけれども、どうももう固まってしまっているような気がするのです。市長はあのとき何と言ったかという、私は商業施設は造りません。あるいは、道の駅なんかは全然問題外です。それから、皆さんがいろいろとアイデアを出し合って何とかあそこでやってもらいたいのだと、フリースペース。これがほとんどのお答えだったわけで、それ以上にこのプロポーザルで業者さんがいいアイデアを出したとしても、そこに決まり込んでしまっているのだったら、なかなかアイデアを取り入れるということは難しいのではないかと私は思っているのですが、その辺のところを審議監にお伺いをします。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、プロポーザルの趣旨でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、柔軟な発想だとか卓越した設計能力、豊かな経験を有するというのが条件でございます。その中でその他の独自のテーマでございますけれども、実はこのづくりに関しましては我々も期待をしているところでございます。今議員が設計については決まっているのではないかとということでございますけれども、この設計をする段階においても市民の方や、各団体の方にも広く意見を聞いて、その上でどういう設計にすべきかということでございますので、それは銀行に限らず、今後いろいろな意見を聞きながら設計に当たっていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 全然フレキシブルに市は考えていないのが3月議会の私に対する答弁の

全体だと思っているのです。ですから、それ以上もし業者さんがいいアイデアを出したとしても、これはいいアイデアかもしれないけれども、無理だという非常に自由度がないプロポーザルになっているのではないかと思うのですが、そこは今審議監がお話のように、いいアイデアがあったら、市長はああ言っているけれどもこれは取り入れたほうが良いという覚悟があるということですね。そう思って私はここは終わっていきたく思うのですが、それで最後の4点目になるのですが、この施設の管理運営というのは大事だと思うわけです。先ほどの3点目でもそうなのですが、今までの基本計画を考えていくと、どこまで地域交流センターゆうと、この前も言いましたけれども、差別化ができるのかということが非常に重要なことだと思うのです。もちろん地域交流センターだつてにぎわいをつくるためにいろいろなイベントを仕掛けていますし、前回総務部長が言ったように、会議をするだけの施設ではありませんよ、ゆうは。いろいろなことを今やっているし、もちろんあそこの交流ゾーンで売買もできるわけです。非常に自由な地域交流センターでNPO法人がやっている状況がある。

それに対して、今度の新しいところがゆうの中ホールみたいなただの位置づけになってしまったら何にもならないと私は思っているのです。そんな意味で、管理運営をこれからする人たちがどういう運営をしてくれるかというのは非常に大事なことであって、今言っていたのは、指定管理者にする。その中で商工会議所あるいは観光協会を指定管理者として想定しているというお話がありました。無理でしょう。能力がないと言っているのではないのですよ、この2つの団体が。商工会議所は商工会の会員さんたちのために今動いている組織ですし、観光協会は今2人しかいないわけです。この人たちに、この施設をこのままの状況で管理運営をしてください、家賃をもらいますよと、これをやって本当にできると思いませんか、ここの2つの団体が。まずそこを聞かせてください。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 指定管理者の件でございます。指定管理者の役割としましては、施設の管理、施設の使用許可などもございます。あと、このほかに施設の運営ということもございます。議員がおっしゃいました今の商工会議所、観光協会が入っただけで運営ができるのかということもございますけれども、施設管理については協議を進めている最中でございますが、そこについては詰めていきたいということと、ここの施設は運営ということが非常に重要なことだとは思っております。まず、この施設の目的はまちなかのにぎわいをつくり出す拠点にする。人が集まる魅力ある施設であること。そして、小規模かもしれませんが、人が集まって、集まった人を見てまたさらに人が集まって、その施設では砂川市の魅力ある観光情報だとか、あと店舗等の発信によって、集まった人たちが市内へ回遊する。これが目的だと思っておりますので、これについては簡単なことではないと思っております。

ですから、これについてはまず我々が、市が積極的に動いていろいろな人の意見を聞いて

て、団体の意見を聞いて、みんなでその手法を検討、協議しながら、市がまずは施設の基盤、仕組みを構築していきたいと思っています。あと指定管理ということで入った団体が将来に向かって団体の運営は難しいのではないかと、先ほどの一番最初の費用負担にも少しかぶる部分はあるのですけれども、ここについては我々のほうでどういう方法ができるのかということは既存の規定に照らしながら進めてまいりたいと思っています。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 審議監、来年は実施設計に入ります。実施設計というのは建物を建てる設計ですから、管理運営がしっかりできていて、どういうものを、今審議監がおっしゃったのは非常に理想的です。にぎわいがあって、みんなが集まって、それは3月に言ったから私は言わないけれども、なかなか難しいことです。では、審議監はほかの団体とおっしゃったけれども、どういう人たちのイメージを、この指定管理をする上での話合いについてどんな人たちを集めようと思っているのか聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、意見を聞くということでございます。ここは運営という点が一つのキーポイントだとも思っておりますので、この運営に関しましては施設に入る商工会議所、また観光協会、そのほかにも市にはいろいろなイベントをやっている団体の方もおります。今月末に受託業者が決まるわけなのですけれども、決まった段階で業者と打合せをしながら、難しいことだと思いますけれども、私がまず外に出ていって意見を聞いて、構築していきたいとは考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 審議監は非常に大変な立場だと思うのですよ、4月に初めてこちらの部署へ来たから。だけれども、もう時間がないのです。時間がない中でどれだけここに関してやり切れるかというのがこの建物の勝負です。今でも商工会議所、観光協会と言っているでしょう。私はそこは無理だと言っているのです、今の状態のままでは。よほどのことをしない限りは、ここが中心になっていくことは、これは失礼な言い方ではなく、無理だと思うのです。

砂川市内にはこれまでもいろいろな団体の方々が出て、一生懸命いろいろなことをやられてきているのです。まず第一に、何でスイートロード協議会だとかという名前が出てこないかということなのです。お菓子でこれだけ有名になって、それまで一生懸命やってこられた団体があるわけではないですか。その後になっても若い女性たちがいろいろなイベントを仕掛けていって、国のお金3,000万円だったかもしれないけれども、若い女性の人たちがいろいろな企画を考えたり、いろいろなことをやっていた人たちもいるわけです。今現在砂川市の予算を組んで何をしているかといったら、オアシスリパブリックといって、いろいろな講師を呼んでいろいろなことをやっているわけです。こういう今までやってきたことが今何にも話に上がってこない。今までやってきたことは一体何なのかとい

う話になるわけでしょう。それを全く関係ないままで、指定管理者には商工会議所と観光協会で何とかしていただきたいと思っている。この話だけなのですよ、今。これで来年実施設計に入るというのは非常に厳しい。私は今そう思っているのですけれども、市長が言うように、この3月の議会でおっしゃっていたのですが、市長は不得意なところなのだけれども、自分が先頭に立って一生懸命やっつけていかなければならないだろうと。そのぐらい管理運営が難しいということを市長は知っていらっしゃるのだと思うのです。

行政主導で、今民間も体力が弱っているのです。コロナで自分の商売をやるだけでも大変なときです。そこに向かって、よく目的が分からない旧グランドパチンコに建つ建物に向かってどこまでいろいろなアイデアを、これまでも出してきているのですよ、いろいろなもの。あとは、行政が頭を使って、それから動きをいっぱい使って、もう一つはお金も使ってという覚悟を決めなかったら、民間だって動いてくれないと私は思います。この建物を建てる上で行政がそこまでの覚悟があるのかどうか。失敗したら、これまで中心市街地の核になってここを中心にとやってきた市長の政策そのものが崩れていくことになりまますから、ただ単純に無電柱化になって新しい建物が建った。それでよい、こんなことだけでは私は済まないと思ってまして、当然建物が建てば維持管理費がかかります。今地域交流センターに1年間で6,000万円つぎ込んでいるのです。同じような施設がもしここに建ったとして、また何千万かをここにつぎ込むというほど砂川市の財政は豊かではない。そこに対してお金をつぎ込むべきではない。私はそう思ってもいるのですが、この建物が中心市街地の目玉になって活性化になっていくことを私は心から願っているのですけれども、そのためには審議監が中心になって一生懸命やってもらわなければいけないと私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 難しいのは、当然言葉だけではなく本当に思っています。先ほど特定の団体、オアシスリパブリック、スイートロード協議会という名前を出されましたけれども、当然私も承知しております。まだほかにもいっぱいあります。ただ、名前を出すことによって、施設の運営ということになると、議員がおっしゃいましたとおり、どこでもできるかといったら、なかなかそれは難しいというのも承知しております。ですから、先ほど申しましたとおり、まず私が外に出ていろいろな意見を聞いて、どういう運営が一番適しているのかというのは検討していきたいとは思っております。

あと、間に合うのかということであると思えますけれども、もともとこの目的というのは難しいことですから、将来に向かっていろいろなやり方が考えられると思えます。ですから、この施設については将来的なことも含めて自由度、柔軟に使える施設ということも想定はしてございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 審議監は異動したばかりで大変だと思いますけれども、頑張ってください

い。

次に、2点目に行きます。市役所1階の窓口業務なのですけれども、部長のお話だと大分順調に進んでいるというように聞こえているのですけれども、残念ながら私のところには違う感想が寄せられております。まずは、自分が行ったのに職員が気がついてくれない。なかなか声がかげづらい。中には無視されたというお話もあります。それから、新庁舎になったら何か敷居が高くなったというお話もあったり、案内板が分かりづらい。窓口の椅子がやたらと重たい。こんな話もある。新しい庁舎になって、期待をかけて皆さん来られるし、来られる方々も不慣れだと思うので、いろいろな意見が出てくるというのはしょうがないことだと思うのですけれども、ただ私も感じるのは、何で職員の人たちはみんな横を向いてしまったのだろうと思うのです。これはどうして横を向いてしまったのですか。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 職員が今窓口には常時おりません。これについては、1回目のご答弁でも申し上げましたとおりセキュリティー上、前の庁舎のときには窓口でお客様と接しているときに、例えば届出が終わった後にその次の方が来られた場合でも個人情報記載の届出書等がある。それが目に入ってしまうという部分もございますし、今の庁舎の窓口カウンターについては通常中にある職員のデスクより幅が短い。お客様と透明の亚克力板、それがやや真ん中にあるのですけれども、それを置いていますから、半分の状態でやっているという状況です。ですから、窓口で職員が常時座るということになると、窓口での業務は対応している間はできますけれども、窓口業務が終わった後の処理ですとか、それから窓口業務以外の仕事も担っておりますので、それらについてデスク上の仕様からはそこでするのは困難ということで今のような形状になっているということでございまして、そういう形状に変わったことから、今特に市民生活課がお客様が多いという状況でございますので、各係で今まで以上に窓口に来る方の行動を注視するだとか、それから係だけではなくて課内でも連携して、他の係にお客様が来たら声かけをするだとか、そういう対応をしながら今窓口業務を進めているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 物理的に横を向いてしまったら、なかなか気づきにくいというのはあると思うのです。

もう一つ、声もかけづらいのは私は実体験しているのですけれども、職員あるいは課長に用事があったのですけれども、今までだったら課長のところまで行ってしまおうのですが、今は残念ながら議員すら入れない状況になっているので、窓口から声をかけなければいけないのです。ところが、声をかけるときに何て声をかけていいか迷うのです。おいというのは失礼です。ちょっとというのも何かだし、いいおやじがこんにちは何と言えるかというものもあるし、これでどきどきするわけ、まず声をかけようとするときに。部長だったら、逆の立場になったら何とって声をかけますか、そこにいる横を向いている人に。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 率直に窓口の一番近い方には、この要件があるということでこの方をお願いしますと持ちかけると思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それは市民サービスが向上したことになるのですか。私は、普通だったらすみませんと声をかけるのかと思うのだけれども、いいおやじが若い職員に向かって何で謝らなければならぬのかと思うわけです。すみませんって。それはいいのではないかと実は思って、私と同じぐらいの年代の人が窓口でうろうろ、何回か声をかけようとしているのだけれども、結局声をかけられずに、そのときは窓口の人たちが気づいてくれて対応されていたので、よかったと思ったのです。それで、その方が帰りがけのときにお話を聞いたのです。声をかけづらかったですかと。かけづらかったと言っていました。これは、私の実体験と同じだと思ったのです。

実は、新庁舎になるとみんな職員の人たちは横を向くのかと思ったのです。新十津川と上砂川の役場に行ってきました。まず新十津川町役場は総合窓口というのがありました。ですから、多分みんなは総合窓口に行くと思うのです。上砂川町役場は、主要なところはみんな前を向いていました。ですから、全然うちと違っていると、新庁舎になったからといって、セキュリティーの問題だからといって、みんな職員が窓口に対して横を向くということではないのだと私は思ったのですけれども、もう一回何でと言っても同じ答えしか返ってこないですね。でも、誰かが正面を向くのが一番いいのだろうと思うのです。何で砂川だけできないのかと私は思っているのです。

私は2回ほど、質問しようというところもあったし、市民の皆さんの声もあったので、しばらくロビーの椅子に腰かけて様子を見ていたのです。そうしたら、職員の一部、女性だったのですけれども、トイレに行くのか、通りかかったときに、何となく案内板を見て困っていらっしゃる方がいたので、ふと声をかけられたのです。どこかお探しですかというのを間近で僕は聞いていたのですけれども、その人はきちんと案内をして対応していました。これはいいことだと思ったのです。その次に若いお母さんが案内板を見て何か困っていらしたので、私がまねをして声をかけてみたのです。何かお困りのことありますかと声をかけたのです。そうしたら、子育て支援のことですと言われたのです。子育て支援は分かるはずなのに、思わず案内板を見て探してみたのですけれども、子育て支援が見つけれないのですよ、その案内板で。そのときに何とか社会福祉課を案内することが私は落ち着いてできたのですけれども、改めて案内板を見ると、全部課の名前が中心に書かれています。窓口ではなくて課なのです。市民課、介護福祉課、税務課と。番号の大きな札と、戸籍だとか、おくやみ窓口だとか書いてありますね、それとリンクしないのです。市民生活課と案内板に書かれているのだけれども、案内板を見ても分からない。社会福祉課の下の方に社会福祉課の細かいことが書いてあるのだけれども、福祉と生活支援

しか書いていなくて、ここには子育て支援というのも何も書いていないし、またこの案内板は横を向いているのです。とにかくぱっと入っていったときに分かりづらい庁舎になってしまっていると思います。

ですから、今のうちに何らかの検討をしていかないと私はまずいと思っています。2階、3階のことも話したいのですが、私たち議員には砂川市議会のルールがあるので、所管を超えていくことができないのですが、2階、3階へ行くと課の名前がまず大きく書いてあって、その下に係が書かれているようになったのです。窓口で係まで書かれていると何とかそこまで行けるかとなるのですが、1階が一番お客さんが多いと思うのですが、課の名前も係の名前もどこにもないのです。僕がこのときふと思ったのが、2階、3階で気がついている職員がいるのに、何でそのことを1階でもそれに気づいてこうしたほうがいいのかと言えないのかと思ったのです。そうやってみんなで気がついたこと、職員同士で気がついたことをみんなで共有していければ、もっと早くいけると思うのです。2階は私たちだから、それでいい、3階は私たちだから。1階で気がついていても言わないのでは、私は組織が一体になっているふうには思えないので、そこは誰か気づいた人がまず全体にやってみるということが大事かと思うのです。

もともと砂川市は縦割りの強い役所だと私は思っていて、ここにプラスフロアごとの横割りが加わったら大変なことになると思っているのも、何とかうまいことやってほしいと今私は思っています。政策上のトップは市長だと私は思っているので、今私が2点目に言っているのは事務のことなので、市長をここで指名するのはなんですから、事務方のトップである副市長、今私はいろいろ話をしてきましたが、この辺のことについてご所見をお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 (登壇) 市役所新庁舎、新しくなりましてもう一月以上たっておりまして。窓口の部分、あとは2階、3階のフロアもそうですけれども、なかなか職員が気づいてくれないということも伺っておりまして、それぞれの職場ごとに対応してきたところはあろうかと思えますけれども、統一感がないということだと思います。こちらにつきましては、私どもといたしましても反省して対応していかなければならない部分があると思っております。

また、職員の配置の関係ですけれども、横を向いているという関係があります。それぞれの庁舎の例えば奥行き関係等があるとは思いますが、職員が一定程度の数になりますと、前を向いている職員と逆に後ろを向く職員というのもレイアウト的には可能性があると思います。ですので、私どもといたしましては新庁舎の開庁に併せましてあのようなレイアウトをして、それもできるだけ変更することも柔軟に対応できるようなレイアウトを取っております。ですけれども、横を向いている関係がありまして、今までであれば必ず課長、係長が大体前を向いて係員を見るところになっておりますけれども、今でいきますと、

島と言わせていただきますけれども、各係員のレイアウトが大きな形になっておりまして、係長も横を向くような形になっております。そのような形の中でなかなか正面を向く職員が少なく気づきが遅れているのではないのかと思っておりますので、そういう部分も含めながら、先ほど市民部長も申しましたけれども、その職場全体の中でどのような形で今お客様が来られているのかを見て、それぞれ連携を図りながらお知らせをして窓口対応したいと思えますし、先ほど議員さんからお話がありました何か案内板で分からない方がいらっしゃれば、積極的に声をかけてご案内するというのが職員としてあるべき行動だと思いますので、今までもそういうことも周知はしておりますけれども、そちらにつきましても改めて職員に向けて周知をして、新庁舎になって、庁舎が新しくなっただけでなく対応もよくなったと言われなければならないと思っておりますので、そちらにつきましても改めて周知も図ってまいりたいと思っております。

新しい庁舎になりまして、私もあまり1階、2階のフロアに行く機会がなくて、なかなか分からないという部分があります。それも、私が思うのであれば市民の方もそういう形で思う部分もあるかと思えますので、それらにつきましても改めまして周知を図り、指導して、新庁舎になって対応がよくなったと言われるような形になるように、重ねてですが、改めまして指導してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 副市長はなかなか1階に行く機会がないと言うのですけれども、それはそれでどんどん行ってもらわないと、事務方のトップなのだから、しかも新庁舎が開庁してまだ1か月でこんなことを言われて、今の答弁では情けないでしょう。議員にこんなことまで言われて、冗談ではないというぐらい言ってほしかったです。あなたはきちんと見ていないよと、中ではここまできちんとやっているのだというぐらいの話をしてくれると思って振ったのですけれども、全然逆になってしまっ。

1か月ずっと、ある程度役所に来る機会も多いので、見ています。職員の人たちも1階の皆さんも気づきが早くなっていると私は思っています。ずっと立とうという意識を持っているというのが感じ取れるように最近はなっています。だけれども、ここはもっとスピードを上げて、全体的にどうしようということをもう一回改めてしっかりとやってほしいと私は思います。気づいているからこそ、小さな看板、小さな矢印がいろいろなところに立っているのだと思うのです。ただ、これは逆を言うとその庁舎は分かりづらいということを表しているのです。かっこ悪いではないですか、こんな小さい看板がいろいろなところに立って、矢印がついているのです。先ほど言ったように、それは分かりづらいということを表してしまっていることなのです。もしも慣れるまで何かがあるのであれば、外に誰かがいるとか、矢印を立てて小さな対応をするのではなくて、もっと全体的な対応をぜひしていただいて、副市長が今おっしゃったように、新庁舎になったからサービスがとってよくなったと一日も早く言ってもらえることを望みながら一般質問を終

わります。

○議長 水島美喜子君 これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

大きな1、平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙に係る公職選挙法等違反の疑いについてであります。当選無効となった高田浩子氏(共産党)の深川市から砂川市への転入の経過については、選挙争訟の過程で当事者等より各種証拠が公開の法廷に提出されています。これらの証拠及び口頭弁論の結果、高田浩子氏及びその子については新居の賃貸借契約日前に転入届を提出したこと及び砂川市に居住実態がないこと等が明らかになったところです。このように選挙争訟によって明らかになった事実関係によれば、高田浩子氏及びその子の砂川市への住民異動届等の所為については刑法第157条(公正証書原本不実記載等)、同法第158条(偽造公文書行使等)、公職選挙法第236条(詐偽登録)及び同法第237条(詐偽投票)等に該当する疑いがあるところです。そこで、以下の点について伺います。

(1) 公職選挙法第236条第2項、同法第237条第1項の構成要件と選挙管理委員会における高田浩子氏及びその子の構成要件該当性についての認識について。

(2) 公職選挙法第236条第2項、同法第237条第1項の公訴時効について。

(3) 本事案に対する選挙管理委員会の対応について。

大きな2、選挙の公正を守るための選挙管理委員会の対応についてであります。我が国の民主主義の基本は選挙が公正に行われることが何よりも重要であることは言うまでもありません。しかし、平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙については、選挙争訟の結果、住所要件を満たさなかったとして、当選の効力を無効とする司法の判断がなされる事例が発生するなど、およそ公正な選挙が行われたとは言い難い状況です。また、令和3年5月13日付最高裁判決からも明らかなように、選挙管理委員会の判断と司法の判断が正反対になったことなどから、選挙争訟において選挙管理委員会が公正・中立な対応をしたのか疑念を抱いている市民も多いのではないのでしょうか。選挙の公正を守るためには、選挙管理委員会の自らの職務への公正さも重要な要素だと考えます。そこで、以下の点について伺います。

(1) 選挙争訟について。

①最高裁判決を受け、選挙管理委員会はこの結果をどのように総括しているのか。

②選挙管理委員会における審理において、公職選挙法第216条が準用する行政不服審

査法第37条等の規定に基づく意見聴取等、迅速かつ公正な審理に必要な手続を行わなかった理由について。

③選挙管理委員会が裁判所の審理に参加しなかった理由について。

④選挙管理委員会の判断が司法の判断により全て否定された理由について。

(2) 選挙の公正を守るための具体的な対応策について。

①選挙人の政治意識の向上対策について。

②住所要件を満たさない候補者への対策について。

③選挙管理委員会の職務に対する自覚と資質向上について。

以上を第1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 (登壇) 大きく2点の一般質問に順次ご答弁させていただきます。

初めに、大きな1、平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙に係る公職選挙法違反の疑いについてで(1)の公職選挙法第236条第2項、同法第237条第1項の構成要件と選挙管理委員会における構成要件該当性についての認識についてまずご答弁申し上げます。公職選挙法第236条につきましては、詐偽登録、虚偽宣言罪等について規定されたものであり、第2項は選挙人名簿に登録させる目的をもって住民基本台帳法第22条の規定による届出に関し、虚偽の届出をすることによって選挙人名簿に登録をさせた者も第1項に規定する詐偽の方法をもって選挙人名簿または在外選挙人名簿に登録された者と同様に詐偽登録罪に該当することを規定したものでございます。構成要件として、選挙人名簿に登録をさせる目的をもって市町村長に虚偽の転入届をすることによって、間接的に選挙管理委員会に選挙人名簿に虚偽の登録をさせることによって成立するものでございます。

次に、同法第237条につきましては、詐偽投票及び投票偽造、増減罪について規定されたものであり、第1項は選挙人でない者が投票したときの罪を規定したもので、構成要件として、選挙する資格のない者がそれを認識しながら投票することによって成立するものでございます。砂川市への住民異動届等の処理とこれらの構成要件を照らし合わせての該当性についてであります。虚偽の転入届の提出及び選挙資格がないと認識しながらの投票など、どちらの構成要件についても当選挙管理委員会が該当性を判断する立場にはないと認識しているところでございます。

次に、(2)公職選挙法第236条第2項、同法第237条第1項の公訴時効についてであります。公職選挙法第236条第2項に規定する詐偽登録の罪に該当した場合には六月以下の禁錮、または30万円以下の罰金に処され、同法第237条第1項に規定する被選挙人投票の罪に該当する場合には1年以下の禁錮、または30万円以下の罰金に処されることから、刑事訴訟法第253条第2項第6号の規定に基づき

ますと公訴時効の期間につきましては3年であると思われま

次に、(3) 本事案に対する選挙管理委員会の対応についてであります。当選挙管理委員会としてこの件についての対応は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな2、選挙の公正を守るための選挙管理委員会の対応についてご答弁申し上げます。

(1) の選挙争訟について、最高裁判決を受け、選挙管理委員会はこの結果をどのように総括しているかについてであります。当選挙管理委員会及び北海道選挙管理委員会による当選有効という判断が札幌高等裁判所、最高裁判所の判決においては認められず、決定が覆ることになった結果については真摯に受け止めるとともに、判決に基づき、当選人の更正決定の事務を取り進めたところではありますが、今後は再度このような事態が起きないよう、立候補予定者に対して関係法令の周知と遵守を求めるなど、公正な選挙の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、②の選挙管理委員会における審理において公職選挙法第216条が準用する行政不服審査法第37条等の規定に基づく意見聴取等、迅速かつ公正な審理に必要な手続を行わなかった理由についてであります。当選挙管理委員会に対する異議申出につきましては、公職選挙法により申出を受けた日から30日以内に決定するよう努めることが規定されておりますが、当選挙管理委員会としましてはできる限り迅速な事務を行うこととおおむねこの期日に近い日程で決定をすることができると判断したことから、行政不服審査法第37条の規定に基づく意見聴取は行わなかったところでございます。

次に、③、選挙管理委員会が裁判所の審理に参加しなかった理由についてであります。札幌高等裁判所における審理については、民事訴訟法の規定により、当選挙管理委員会が訴訟参加することも可能でありましたが、被告である北海道選挙管理委員会は当選挙管理委員会と同様の見解の立場であること、さらには当事者が補助参加人として参加したことから、審理への参加は必要ないものと判断したところでございます。

次に、④、選挙管理委員会の判断が司法の判断により全て否定された理由についてであります。司法の判断した理由については判決文に述べられているとおりであり、当選挙管理委員会としては説明する立場にはございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、(2) 選挙の公正を守るための具体的な対応策についてであります。

①、選挙人の政治常識の向上対策についてであります。これまで当選挙管理委員会で行っている啓発については、投票率向上や若年層の選挙への関心向上などを目的とした活動が多かったところでございます。このたびの訴訟の結果を踏まえ、居住要件をはじめとした被選挙権の要件についての啓発にも力を入れ、立候補予定者への説明会などの際には各候補予定者への自覚を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、②、住所要件を満たさない候補者への対策についてであります。住所要件を満

たさない候補者への対応につきましては全国的に問題点が指摘されているところであり、令和2年の公職選挙法改正により、立候補届に添付する宣誓書の宣誓内容に住所要件を満たすものであると見込まれる旨が追加されたほか、罰則規定も適用されるなど、法整備が進んでいるところであり、引き続き法制度を遵守した選挙執行に努めてまいります。

次に、③、選挙管理委員の職務に対する自覚と資質向上についてであります。当市の選挙管理委員会委員につきましては既に十分な自覚と資質をお持ちの方々であり、このたびの異議申出に係る審理についても真摯に議論していたところでございますが、今まで同様、研修への参加などにより研さんに努めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問してまいりたいと思っておりますけれども、構成要件該当性について今後の対応ということで、立場にないというご答弁だったのですけれども、本事案について恐らく分かっていない方も非常に多いのではないかと私は思うので、まずその事実関係について整理していきたいと思うのですけれども、被疑者である高田氏とその子について、選挙管理委員会で調査したところなのですけれども、住民票の作成日、転入届の提出日、実際のアパートの契約日、実際に自称住んでいたということなのですけれども、そのアパートの契約期間と市委員会の今般の調査で明らかになった事実関係についてまずご説明をお願いいたします。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 事実関係については、既に公表されているとおりでございますので、特段ここで答弁する必要はないかと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 というのは、裁判所の審理の過程で明らかになったのですけれども、私が知らなかった事実も裁判になって出てきたという事例もあったのですが、住民基本台帳に基づく転入届ということで、平成30年12月1日付で転入されたという形にはなっていたのですけれども、実際は12月1日付に転入したと、12月3日付で転入届を提出したということなのですけれども、アパートの契約日が実は12月6日であったわけです。アパートの契約書を見ると、契約期間が12月20日からとなっているわけです。そうしますと、12月1日付に転入したという形で報告がされますが、実際のところ12月1日付には住所さえなかったということなのです。今回の争点となっている選挙人名簿なのですけれども、そもそもこの名簿、選挙管理委員会としてはこの名簿をどのような目的で作成されているのか、そもそも住民基本台帳に基づいて転記されるということなのですけれども、どのような手順で登録されているのか、その記載の内容等についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 選挙人名簿の調製については、3か月に1遍ず

つ選挙管理委員会を開催いたしまして、それまでの住民基本台帳に記載されている情報を私どもがいただきまして、それに基づいて登録されているものでございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 公職選挙法に定められている選挙人名簿というのは、非常に選挙の公正を確保するために重要な帳簿ではないかと思うのですけれども、選挙人名簿をそのように公正な制度のために重要な書類と私は認識していますが、市委員会としてはどのように認識しているのかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 選挙の大前提として、被選挙人、それから投票者共々選挙人名簿に基づいての投票行為になるわけでございます。それについて一市民が1人ずつ選挙人名簿に登録してくださいという非現実的なことは当然できないことでありまして、法に基づきまして住民基本台帳の登録に基づいてやるということになっておりますので、原則は私どもはそこは曲げずに、住民基本台帳に登録された者をもって選挙人名簿に登録しているものでございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 事務局長はそのような答弁されているのですけれども、実際公職選挙法に基づく住民基本台帳の正確性を担保するというのは非常に重要なことだと思うのですけれども、担保するためにいろいろな諸制度が定められていると思いますが、住民基本台帳法に基づく住民登録、選挙人名簿の公正性、正確性を担保するためにどのような制度があるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 質問の趣旨が分からないのですけれども、先ほども話したように、住民基本台帳法という法に基づいて市町村が定めている住基情報があります。それをそのまま、選挙人名簿登録に当たって時期等を確認しながら登録しているということでございますので、それ以上のこともそれ以下のこともないです。ただ、昨今高校を卒業した後に、18歳から投票権がありますから、高校を卒業した後に大学等々で地元を離れる方の住民票の登録についてどう対応するかという問題は世間的にはあるというお話は聞いておりますが、砂川市的にはあくまでも住民基本台帳の部分で選挙管理委員会としては登録させていただいているということでございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 そこで、本事案についてなのですけれども、先ほどご説明したとおり、選挙管理委員会もご承知のとおり、高田浩子氏及びその子については12月1日を転入日として12月3日に届けを出したということで、アパートの契約日は12月6日ということになります。その後の居住実態については、司法の判断により居住がなかったという判断が下されました。そうしますと、先ほども私は述べましたけれども、一般論ということ

でお答えいただきたいのですけれども、住民票の転入日が仮に12月1日だとして、実態的にその後その方に砂川市に住んでいる場所さえなかったというのは、選挙人名簿の制度趣旨に照らして、選挙管理委員会としては、このような事態はたった数日ずれただけなので、問題ないのだという認識なのか、それとも名簿の正確性、公正上の問題で数日のずれがあってもそれは許されざるものなのか、その辺の認識はどうなっているのかというのを確認させてください。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 一人一人それぞれ住民基本台帳の届出、転入、転出等々の届出が当該日そのもので提出しているかどうかというのは、お聞きしてそうかどうかというのは難しいと思います。31日転出、1日転入ですというものが31日にその場を離れて、新しい場所へ行って1日にすぐそこで生活するかというところは、それは住民基本台帳の中でも難しいところだと思いますので、1件1件の部分についてそこを判断するという立場にはないですし、住民基本台帳の部分の届出についてはそちらの対応の中で、基本的には2週間以内の届出というのが法に定まっておりますけれども、それが15日目にしたときに処罰するのだということもなかなかないのではないかと思います。四角四面に法律をそのまま運用しているということもなかなかないのかとは思いますが、うちとしても実際の転入日はいつですねとチェックするほどの事由もないですし、チェックする必要もないかと思っているところでございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 少し論点がずれているのかと思うのですけれども、私が指摘しているのは、確かに一人一人次から次へと異動するのを選挙管理委員会がそれをチェックするのは実務的に困難だという趣旨だと私は理解したのですけれども、それと本件とは異なることでありまして、これは確定した事実としてそのような住民異動の実態と現実が異なってきたという個別事案ということで明らかになったわけです。確かに事務手続上、日々チェックするのは難しい。ただし、後日そのようなことが発覚した場合、選挙管理委員会としてこれをどう補正するのかという論点なのです。日々の業務について私は伺っているわけではないです。後日判明した場合、選挙管理委員会として選挙人名簿の趣旨に基づいて判断するのであれば、どのように選挙管理委員会としては対応されるのかという後日の話なのです。その論点がずれているようなので、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 これは、1回目の答弁でしっかり答弁したはずですが。この件について対応は考えていないということでございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 砂川市選挙管理委員会としては対応しないという趣旨なのかと理解したのですけれども、他県の状況はどうなっているのかとざっと調べたのですけれども、例え

ば昨今でいえば兵庫県の猪名川町、昨年12月に本件と同じような形で当選無効となった議員さんがいらっしゃるのですけれども、その後町としてどう対応したのかということ調べていきますと、虚偽の住民異動届を出して立候補したのは重大な法律違反だということで地元警察署に刑事告発をされているという事例がございます。遡れば2016年に、鯖江市というところなのですけれども、そこも同じような形で居住実態がないということで異議を申し出された方なのですが、結果的にその方は居住実態があったということだったので、その方は異動届をその市にした届け日が3月27日に住民登録したと、実際はアパートを借りたのが4月2日からということで、僅か数日の差だったのですけれども、これは当時の選挙管理委員会、同じく市選挙管理委員会の審査の段階でこういう事実が判明したということで、これは市委員会が告発したということでもあります。

なぜ私がこのようなことを言うのかといいますと、ここにいる公務員の方は皆さん御存じだと思うのですけれども、公務員は実は職務を行うにつき、犯罪があると思料するときは告発しなければならないという刑事訴訟法の規定があるわけです。何が何でも告発すればいいというものではないのですけれども、こういうときどうするのか。私が長年の行政経験から考えていきますと、私も環境行政を結構長くやっていたのですけれども、長くはなかったか、何年かやっていたけれども、環境行政というのは必ず環境犯罪が付き物になるということで、随時そのような違反が考えられる場合は海保等関係機関と相談するという体制を取っておりました。それは当然公務員としての立場ということで、犯罪があるのではないかと思料する場合は随時関係機関と協議するという形を取っておりました。

本事案を見ていきますと、まさかこんなことは私は信じたくはないのですけれども、国政政党たる日本共産党に付度して一切そのような関係機関との相談等を放置してきたのかということは信じたくは全くないのですけれども、この辺選挙管理委員会としては公職選挙法等に疑われる事案を発見した場合は見なかったことにしますと、国政政党だから関わりたくないというスタンスで仕事をされていたということであれば非常に私は遺憾なことだと思うわけです。公務員として、公務員の倫理観として、事務局長、どのように考えますか。疑われるような事例を見つけた場合、放置するとか無視するようなスタンスということで理解してよろしいですか。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 何と答弁したらいいでしょうか。公務員の告発というのは十分承知しておりますし、その判断については、犯罪の重大性ですとか今後の行政運営に与える影響などを考えながらやるというのは当然のものでございます。今前段お話があった付度してというのはもってのほかの話ですので、そんなことはあるわけがないので、この場で言われるのは非常に心外でございます。あるわけがないことをあたかもあるような話をするのはいかがなものかと思っているところでございます。

公務員の告発は当然ありますし、ただ公職選挙法、それから選挙に関わる部分について

は、選挙中でも違法なビラを配っている人がいるだとか、そういう文書、電話等々をいただきます。それに関して警察に告発するかという決してしませんし、犯罪行為が疑わしい部分については当然告発することもございませんし、今回につきましても基本的にはよくないことという部分に結果的にはなっておりますので、本来であればどうなのかというのは検討しなければならない部分かもしれませんが、私ども今選挙管理委員会としては1回目の答弁でお話ししたとおり対応する考えはないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 理解はできないのですけれども、この議論を幾らしても最終的にかみ合わないということになって、最終的にはこれは司法の判断になるのかと思います。幾らやってもかみ合わないということで、あと誤解があったと思うのですけれども、私はきちんと枕言葉にそのようなことは決してないと信じていると、付度したことはあり得ないと枕言葉をつけておりますので、それも誤解なきようよろしくお願いいたしますと思います。

そこで、2問目、1問目はらちが明かないので、2問目に行きたいと思うのですけれども、まず私はこの質問をする前に一言述べさせていただきたいのですけれども、本件訴訟については既に最高裁判決が出されたということで、最終的な決着がついているわけです。その結論は、選挙管理委員会の判断が完全に誤っていたということに尽きるのかと思えます。また、この判決について、私は当事者なのですけれども、一有権者という立場で感想を述べさせていただければ、選挙の公正を守るためには選挙管理委員会だけではなくて有権者一人一人の自覚が必要ではないかと私は感じました。全国各地で住所要件を満たさない候補者が当選無効となる事例が多発しているわけです。しかも、一度議員になってしまえば、判決が確定するまで議員としての身分が維持できると。その間受け取った歳費は返還する義務もないと現行法令上なっております。本来資格がなかった人が多額の公費を受け取って、それを返さなくてもいいという結果については一有権者としても到底許されるものではないとは思っていますが、現行法令上はこうなっているわけです。

住所要件が時代にそぐわないという主張もありました。しかし、選挙はあくまでも公職選挙という法令に基づき実施されているわけです。その法律を、家庭の事情があるのだと、病気の家族がいるのだという事情で勝手に無視したり、あるいは法律に反する行為をするというのは法治国家として当然許されないことだと私は思っております。私たち議員は、選挙で選ばれております。そして、砂川市政に携わっております。そして、公職選挙法の下、日々活動しているわけです。そのことを一切忘れてはならないと思っております。今回の事件を踏まえて、経過を検証することで二度とこのような事件が砂川市で起こらないようにするのが高田氏に投票して無駄になってしまった投票に報いることではないかという思いを土台にして私はこの質問をさせていただいているわけです。

その前提について2問目について伺ってまいりたいと思います。まず、2番目の(1)

総括についてなのですけれども、私はこれを何で聞いたかといいますと、5月13日に判決が出て、翌日に新聞報道が出たのですけれども、その報道を読んでいますと、判決文が届いていないので、現時点でのコメントは差し控えるということだったのですが、いつまでたってもそのコメントが出てこないのか、どうなっているのかと思ったのですけれども、それで今回確認した次第なのですけれども、私の質問に対する答弁、この総括が今般の選挙管理委員会の正式なコメントといいますか、市民に対するコメントとして理解しているのかをまず確認させてください。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 先ほど答弁したのは議員さんからの一般質問に対する答弁でございますが、基本的には、もし報道機関等々に総括されたらどうかと聞かれば、同様の答えになるかと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 あと、私は一つ残念に思うのですけれども、事務局長がお答えになっていきますけれども、これの総括といいますか、市民全体に対するコメントというのは本来選挙管理委員長が行うべきなのかと思うのですけれども、選挙管理委員長はこちらにいらっしゃるけれども、選挙管理委員長としてこの事件の総括、選挙管理委員長の総括を私は伺っていないのですけれども、選挙管理委員長としてどのようにこの問題を総括されているのか、選挙管理委員長としてのご意見をぜひ伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 私は事務局長という立場でお答えですねという言い方をされますけれども、あくまでも選挙管理委員会委員長の説明員として出席して、そこで答弁させていただいております。私の個人的な判断で話しているわけではございませんので、選挙管理委員会としての答弁と思っただきたいです。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 そこは、事務局というのは、御存じだと思うのですけれども、選挙管理委員会全体のシステムの補助機関という形になっております。確かに今事務局長のご意見、ご感想をいただきましたけれども、私は何回も言いますけれども、選挙管理委員長のご判断を伺いたい。選挙管理委員会という行政機関のトップとしてのご意見を伺いたいと言っているわけです。全然話がかみ合っていないのですけれども、委員長、ぜひ私の質問に対してご答弁いただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 何度もお話をします。議会のルールですから、一般質問については長宛てに一般質問があつて、事務をつかさどる人間が答弁するのではなくて、長の代わりとして答弁しているはずなんです。ですから、代わって答弁しておりますので、選挙管理委員会の対応として総括としては先ほどお話をしたとおりですので、それ

以上のものはございませんので、ご理解ください。

〔「議長、暫時休憩お願いします」との声あり〕

○議長 水島美喜子君 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時44分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長 信太英樹君（登壇） 選挙管理委員会及び北海道選挙管理委員会による当選有効という判断が札幌高等裁判所、最高裁判所の判決においては認められず、決定が翻ることになったこの結果につきましては真摯に受け止めるとともに、判決に基づきまして当選人の更正決定の事務を取り進めたところではございますけれども、今後は再度このような事態が起きないように、立候補予定者に対しては関係法令の周知と遵守を求めると、公正な選挙の執行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 水島美喜子君 武田真議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 先ほど委員長からご答弁いただきましたので、(1)については終わります。

(2) 選挙の公正を守るための具体的な対応策ということで、政治常識の向上策、①は分かりました。

②についても、今般の事件を受けて候補者説明会でしっかり説明していただけるということですので、これも分かりました。

③なのですけれども、当然選挙管理委員の皆様がご努力されているのは重々承知しているのですけれども、昨今公職選挙法については様々なインターネットの取組等を含めて複雑高度化しているのが現状ではないかと思うのですけれども、そして今般のような選挙争訟の可能性も実際にあり得ると、現実にあったということになろうかと思えます。そうしますと、選挙管理委員会を支える周辺の体制の充実といえますか、今般の争訟においても私自身は当初から法律の専門家が関わっていれば、ある程度適正な公正な審理になったのではないかと思います。今般の争訟において、当市の顧問弁護士も含めてそうした法律の専門家の対応等はあったのかを確認したいと思います。

○議長 水島美喜子君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 今回の事案における事務を執行するに当たって、顧問弁護士等との接触ということだと思いますけれども、具体的には特別弁護士さんに相談という部分ではさせていただいておりません。情報をそれぞれ道選管等々から文献等々を頂きながら、判断に当たってどういう形でやっていけばいいだろうかという部分は十分道選管等々から教えをいただきながら事務を取り進めながら、選挙管理委員会内部の協議等に当たったところでございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 道選管のアドバイスをいただいたということなのですが、道選管の審理がどうだったのかと言いますと、結論から申し上げますと、私は高等裁判所へ行きまして、代理人を選任しないで本人訴訟という形で訴訟に当たったわけなのですが、向こうが出してきた答弁書等を読みますと、残念ながら、十分な内容だったかという極めて不十分な内容だったという感想を抱いております。道選管におきましては、4人の委員のうち1人は法曹の資格を持っているということだったのですが、実際にその内容を精査しますと、残念ながら、言い方がいいのか悪いか分かりませんが、水準に達していないような方向性といいますか、理論の組立てだったわけなのです。必ずしも法曹、道選管の考え方が正しいわけではないということが高等裁判所の口頭弁論中にいろいろ判明したわけです。そうしますと、道選管の今回の件について、裏事情といいますか、何うと、当然ノウハウがなかったというお話もあったということと、先ほど私は行政不服審査法の話をしたと思うのですが、実際行政不服審査法の細かい規定、担当者レベルでもあまり理解していないという話、私は直接担当とやり取りしてはいたけれども、十分な知識水準にはなかったという印象を受けております。

ですから、上位の上級庁である道選管の言うことが必ずしも正しくはないということが今回明らかになったのかと思っておりますので、そうであれば、自助努力といいますか、道も頼りにならないということであれば、地元の顧問弁護士に法的な、これは基本的に最初から最後まで法律上の議論だったと私は思っておりますので、そうしますと顧問弁護士に随時細かなことについても確認しながら進めていくというのが今回の教訓ではなかったかと思うのですが、それは先ほど委員長から二度とこのようなことがないようにという形で進めていくというご発言もありましたので、細かいことは言いませんけれども、今回の教訓を生かしながら、しっかり複雑高度化した選挙事務に対応できるような体制を組んでいただきたいということを要望して、私はこの質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 一般質問は全て終了しました。

◎日程第2 議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第6号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部が改正されたことを踏まえ、宣誓書の押印を廃止するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

初めに、題名を砂川市職員のサービスの宣誓に関する条例に改めるものであります。

次に、別記様式中「印」を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 私から議案第5号、第6号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、令和3年度税制改正の大綱において地方税関係書類の押印に関する規定の見直しが明記されたことを踏まえ、固定資産の価格に係る不服審査の手続における押印を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部

を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、審査の申出の定めであり、同条第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とするものであります。

第7条は、審査申出人の口頭による意見陳述の定めであり、同条第3項中「署名押印」を「署名」に改めるものであります。

第8条は、口頭審理の定めであり、同条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改めるものであります。

4ページになります。第9条は、実地調査の定めであり、同条第2項中「署名押印」を「署名」に改めるものであります。

第12条は、議事についての調書の定めであり、同条第2項中「署名押印」を「署名」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、同法において個人番号カードの発行及び手数料の徴収については地方公共団体情報システム機構が行うことが規定されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第2（第2条関係）中、36の項を削り、37の項を36の項とし、38の項を37の項とするものであります。

附則として、この条例は、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 議案第7号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、電磁的記録の規定を加えるとともに、条文を整理するため、本条例の

一部を改正しようとするものでありますが、現在本市において当該事業を行う施設はございません。

次のページをお開き願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改めるものであります。

第6条は、保育所等との連携の定めであり、第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加えるものであります。

4ページになります。第49条を第50条とし、第6章中、同条の前に第49条として電磁的記録の定めを加えるものであり、「家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、製本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。」を定めるものであります。

附則として、この条例は、令和3年7月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第5号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第6号の質疑に入ります。
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第6号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第7号の質疑に入ります。
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第7号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第11号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第11号 令和3年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第11号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億3,014万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は新規事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、生活困窮者自立支援金支給事業に要する経費76万5,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることに伴い、社会福祉協議会が行う総合支援金の貸付けを受けた世帯等であって、収入要件や求職活動要件などを満たす世帯に対する支援策として新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するもので、生活困窮者自立支援金72万円、支援金支給事務経費として時間外手当などのその他の経費4万5,000円であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で76万5,000円の補正は、生活困窮者自立支援金支給事業費に係る民生費国庫補助金であります。

以上が歳入であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第4、報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明を申し上げます。

初めに、令和2事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明を申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要は、庶務関係であり、それぞれ記載のとおりでございます。

決算につきましては、3ページ、4ページの損益計算書及び5ページ、6ページの貸借対照表でご説明を申し上げます。

初めに、3ページをお開き願います。1、事業収益、（1）公有地取得事業収益はございません。（2）土地造成事業収益のうち、1、あかね団地売却収益は2区画、745.11平米の売却で527万7,440円の収益でございます。2、すずらん団地売却収益は4区画、1,175.76平米の売却で320万8,680円の収益でございます。3、道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への5,043平米の売却で4,538万3,152円の収益でございます。（3）附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料及び道央砂川工業団地の未造成地を資材置場として北洋砂利株式会社に賃貸している賃貸料等313万3,956円でございます。（4）補助金等収益、1、土地開発公社事業補助金収入1,645万5,900円は、令和3年3月までに登記完了手続きが終了したあかね団地2区画、すずらん団地4区画の計6区画で分譲当初の簿価である事業原価と平成28事業年度の販売価格の差額を市から補助金として受けた分でございます。したがって、事業収益合計は7,345万9,128円となったところでございます。これに対する2、事業原価であります。（1）公有地取得事業原価はございません。（2）土地造成事業原価のうち、1、あかね団地売却原価は2区画売却分692万9,198円、2、すずらん団地売却原価は4区画売却分320万8,680円、3、道央砂川工業団地売却原価は1,512万9,000円であり、4、土地評価損はございません。（3）附帯等事業原価はございません。事業原価の合計は2,526万6,878円となり、事業収益合計7,

345万9,128円から事業原価合計2,526万6,878円を差し引いた4,819万2,250円が事業総利益となったところでございます。

4ページの3、販売費及び一般管理費は、(1)人件費及び(2)経費の合計が177万7,689円となり、3ページの事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた事業利益は4,641万4,561円となったところでございます。4、事業外収益は、(1)受取利息及び(2)雑収入の合計2万2,617円となり、5、事業外費用、(1)支払利息は短期借入金の支払利息527万366円であり、これらを事業利益から差し引いた経常利益及び当期純利益は4,116万7,142円となったところであります。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明を申し上げます。Ⅰ、資産の部、1、流動資産は、(1)現金及び預金から(3)完成土地等の合計が4億6,749万6,965円であります。2、固定資産は、(1)有形固定資産の1、土地6,441万7,236円、(2)投資その他の資産の1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、資産合計は5億3,192万4,201円となったところであります。

続きまして、6ページのⅡ、負債の部でございます。1、流動負債は、(1)短期借入金9億7,539万円であります。詳細につきましては、14ページをお開き願います。

(4)短期借入金明細表であります。期首残高合計は10億2,973万円に対し、期末残高合計は9億7,539万円であり、5,434万円が減少となったところであります。

6ページにお戻り願います。(2)前受金は、令和2事業年度に契約し、契約金の支払いが令和3事業年度となるあかね団地1区画の手付金10万円であります。2、固定負債はなく、負債合計は9億7,549万円となったところでございます。Ⅲ、資本の部、1、資本金の(1)基本財産は、砂川市からの出資金1,000万円であります。2、欠損金は、(1)前期繰越損失、マイナス4億9,473万2,941円、(2)当期純利益4,116万7,142円で、欠損金合計はマイナス4億5,356万5,799円となり、資本合計、マイナス4億4,356万5,799円が債務超過額となります。負債、資本合計は5億3,192万4,201円で、5ページの資産合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページは貸借対照表の詳細を示す財産目録であります。

9ページは、キャッシュフロー計算書であり、資金の流れを表示しております。1、事業活動によるキャッシュフローの(2)土地造成事業収入と3ページ、損益計算書の1、事業収益、(2)土地造成事業収益に10万円の差額が生じておりますが、これは令和2事業年度の手付金10万円分と令和元年事業年度に計上された手付金20万円の差によるものであります。

10ページは注記事項であります。

11ページから17ページまでは明細表であります。13ページ、(3)有形固定資

産明細表は、西3条南13丁目に所有し、北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している土地について表示しております。その他の明細表につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和3事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明を申し上げます。1ページをお開き願います。令和3事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。第2条は、業務の予定量の定めであり、公有地として先行的に取得した土地の管理及び住宅用地や工業用地として造成した土地の分譲及び管理並びにその附帯等事業であります。第3条は、収益的収入及び支出の定めであり、その予定額について総事業収益は7,840万9,000円、総事業費用を3,342万7,000円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出の定めであります。資本的支出はございません。

第5条は、借入金の定めであり、借入金の限度額を14億円と定めるものであります。

3ページをお開き願います。令和3事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明を申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益は、1節あかね団地売却収益で2区画、783.96平米、548万8,000円、2節すずらん団地売却収益で1区画、279平米、74万5,000円、3節道央砂川工業団地売却収益は砂川市への売却として令和2年度及び令和3年度の債務負担行為の2年目、3,666平米、3,299万7,848円並びに令和3年度から令和9年度の債務負担行為の1年目、3,215平米、2,700万2,152円の合計6,000万円でございます。

4ページを御覧ください。3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸する賃貸料178万4,000円及び工業団地内未造成地1万4,876平米を骨材置場として北洋砂利株式会社に賃貸する賃貸料のほか、工業団地及びすずらん団地未造成地の賃貸料の合計313万4,000円であります。

次に、4目補助金等収益は、あかね団地の令和2事業年度契約済みの1区画及び令和3事業年度販売予定1区画を合わせた2区画並びにすずらん団地の令和3事業年度販売予定1区画、合計3区画に対する市の事業補助金903万6,000円であります。

2項事業外収益、1目受取利息6,000円は、預金利息でございます。

2目雑収入はございません。

5ページ、収益的支出についてご説明申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価はございません。

2目土地造成事業原価、1節あかね団地売却原価は2区画、739万2,000円であります。2節すずらん団地売却原価は、1区画、74万5,000円であります。3節道央砂川工業団地売却原価は、砂川市へ売却する土地で2,064万3,000円ござい

ます。

次に、6ページ、3目附帯等事業原価はございません。

次に、2項販売費及び一般管理費、1目人件費、1節報酬11万円は、会計士の報酬でございます。2節費用弁償1万円は、監事及び会計士の費用弁償でございます。

2目経費41万6,000円は、需用費のほか、7ページに記載の分譲地等草刈り委託に係る経費などがございます。

3項事業外費用、1目支払利息411万1,000円は、借入金に対する支払利息であります。借入金の明細につきましては、16ページの短期借入金明細表をお開き願います。期首残高は9億7,539万円、期末残高合計は8億8,582万円としたところでございます。

8ページにお戻りください。資本的収入及び9ページの資本的支出はございません。

11ページをお開き願います。11ページ、12ページは、予定損益計算書であります。1、事業収益7,840万3,000円、2、事業原価2,878万円であり、事業総利益は4,962万3,000円であります。

12ページ、3、販売費及び一般管理費は53万6,000円であり、これを事業総利益から差し引いた事業利益は4,908万7,000円であります。事業利益に4、事業外収益6,000円を加え、5、事業外費用411万1,000円を差し引いた経常利益及び当期利益は4,498万2,000円であります。

13ページをお開き願います。13ページ、14ページは、予定貸借対照表であります。Ⅰ、資産の部、1、流動資産、(1)現金及び預金から(3)完成土地等の流動資産合計は4億2,280万9,000円であり、2、固定資産合計6,442万7,000円を加えた資産合計は4億8,723万6,000円であります。

14ページであります。Ⅱ、負債の部、1、流動負債は、(1)短期借入金8億8,582万円であります。次に、Ⅲ、資本の部は、1、資本金1,000万円、2、欠損金は(1)前期繰越損失、マイナス4億5,356万6,000円、(2)当期純利益4,498万2,000円で、欠損金合計、マイナス4億858万4,000円となり、資本合計、マイナス3億9,858万4,000円が債務超過額となります。なお、負債、資本合計額4億8,723万6,000円は、13ページの資産合計と一致いたします。

続きまして、15ページ、キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。Ⅰ、事業活動によるキャッシュフロー、(2)土地造成事業収入6,613万3,000円と11ページ、損益計算書、1、事業収益、(2)土地造成事業収益合計6,623万3,000円に10万円の差額が生じておりますが、これは令和2事業年度中に契約し、令和3事業年度に全額納付予定のあかね団地1区画の手付金10万円によるものであります。

なお、16ページには短期借入金明細表を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、砂川市土地開発公社の関係で2点ほど質疑を行いたいと思います。

令和2事業年度の決算報告の中で12ページなのですけれども、表中のロというところに未造成地の関係が出ております。この未造成地の中でも、下のロで3項目、未造成地の今の土地の状況というものが書かれているのですけれども、この状況とあかね、すずらん、あるいは道央砂川工業団地の未造成との関連性、ここをまずお伺いしたいのと、もう一点ですけれども、長く続いてきましたあかね団地、すずらん団地の販売ですが、どうやら令和3事業年度予算を見てもあかね団地、すずらん団地とも残り少ない、1区画という状況になっております。大変苦勞されて販売されてきたのだらうと思うのですけれども、今後砂川に住みたいという方々が宅地造成された土地がなくなってくる、販売するところがなくなってくるということになったときに、土地開発公社としてはどう今後の方向性をつくっていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) それでは、2点ご質問を頂戴しましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず、決算の12ページ、様式第7号の(2)、完成土地等明細表のうちのあかね、すずらん、道央砂川工業団地の未造成のご質問でございます。こちらの表の欄外にイとロの区分すべき説明が書かれておまして、ロについては、開発工事の着工予定時からおおむね5年経過しても開発用の土地等の買収が完了していない状態、2点目が開発用の土地等の買収が完了した後おおむね5年を経過しても開発工事に着手していない状況、3番目に開発工事に着手後中断し、その後おおむね2年を経過している状況という注記が書かれてございます。砂川市の3つのあかね団地、すずらん団地、道央砂川工業団地につきましては、いずれも2点目の開発用の土地等の買収が完了した後おおむね5年を経過しても開発工事に着手していない状況というところの区分でございます。

また、それぞれの未造成地の詳細でございますが、あかね団地の未造成地1, 765.27平米につきましてははのり面がある不整形地となっておりまして、宅地としての売却は難しいと認識しているところでございますし、すずらん団地の未造成地3, 929.89平米につきましては分譲、造成に伴う区画道路を配置した際に発生した残地228.89平米と一部造成、分譲可能な3, 694平米となっております。この一部造成、分譲可能な未造成地につきましては、現在冬期間における市道の除雪堆積場所として利用しておりますが、分譲する場合には用地確定測量や区画道路の設置工事、上下水道管の布設工事等が必要となる箇所でございます。最後に、道央砂川工業団地の未造成地につきましては

は、現在11万851平米となっており、地目は雑種地でございますが、こちらも用地確定測量や区画道路の設置工事、上下水道の布設工事等が必要となるところでございます。

続きまして、あかね団地、すずらん団地ともに残り1区画ということで、今後の公社としての方向性というご質問でございます。土地開発公社としましては、現在経営健全化に向けた取組を進めていることから、あかね、すずらん団地の分譲区画が完売したとしても新たに宅地の造成、分譲に取り組む考えはなく、引き続き残った1区画ずつの分譲地、さらに未造成地の売却を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今のお話でいきますと、未造成地でまだ土地が残っていそうなのですが、ここは特にあかね、すずらんの場合は宅地にするのは難しいというお答えがあったと思います。ここが宅地が残るのであれば、あと何区画ぐらい、特にすずらんはまだあるのだと思うのですけれども、ここも多分現状としては区画整理をするにはいろいろな設備をしたりなんかをしなければいけないということもあって、そこは手をつけずに置いておくということなのではないでしょうか。

道央工業団地も金額としては2億円以上の未造成地があるのですけれども、こちらはどのようなのでしょうか、今後ここを販売するのか、未造成地であって、先ほどの説明でいけば買収は完了していて、ただ開発工事には着手はされていないということなので、砂川市が着々と売れない土地を、工業団地なんかは特に毎年6,000万ずつ買っているという状況ではあるのですけれども、ここも今後開発をして、さらなる販売をするという意思はないのかどうなのか、そこをお伺いすると、特に今まで分譲として宅地、人が住みたいというときにはお勧めしてきたのがあかね団地なりすずらん団地なのですけれども、ここも先ほど言ったように未造成地を除いた今すぐ売れるというのは多分今年度で、職員は努力するでしょうから、売り切れになるだろうと思うのです。

今後は土地開発公社としては新たに大きな土地を購入して分譲するような意思はないと多分おっしゃったと思うのですけれども、砂川にぜひお越しく下さい、住んでくださいということを言いつつも、実は砂川では販売する場所がないという現状ですけれども、今までは毎年子育て支援の状況のパンフレットや何かに入れながら、新聞折り込みだとかしてきていて、砂川に住もうと思ったところもあるのだと市内外に向けて情報発信もしてきたと思いますが、これから先、砂川にぜひ住みたいというときに、ぜひここに住んでくださいという発信の仕方ができなくなってしまうのかと思うのです。状況としてはあまり未来がないみたいな感じになりかねないとも思うのですけれども、ここら辺は今後せめて人口がこれ以上減らないよということも含めて考えていくには、ぜひともこの魅力ある土地に住んでほしいという発信の仕方というのが砂川市としては必要なのではないかとも思っていて、もちろんこれは土地開発公社のことなのですけれども、そこら辺も含めて当然理事者と土地開発公社とはそれなりの話合いもしていると思いますので、全くそ

ういう意思がないというご答弁のように聞こえますので、再度その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 黒弘議員の質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時59分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

経済部長。

○経済部長 中村一久君 それでは、3点ほどご質問を頂戴しましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず、すずらん団地の未造成地の部分でございますが、1回目の報告でも述べましたように、3,600平米ほどございます。こちらの部分につきましては、1筆ということになっていることもございますし、また道路ですとか、分筆して宅地用に区画していく作業が、もし造成して分譲するとなるとそういう費用もかかることとございます。これは、工業団地についても3つ目の質問の新たな取組ということについても一貫していることなのですが、今公社は経営の健全化ということで砂川市から毎年一定額の土地を買っていただくのに加えまして、住宅団地には1区画売れるごとに一定の補助金も頂戴しているということとございます。そちらにつきましては、まず有利子負債を早い段階で解消していく、そういったことが求められているものとございますので、これから公社としてすずらん団地にしても工業団地にしても、未造成地に投資をして造成してということは考えてございません。もっともこの現状のまま購入を希望される方がいらっしゃるということであれば、それはもちろん販売することは可能かと思っておりますので、そういった部分で営業努力を重ねていきたいと考えてございますし、3つ目の宅地造成、もう1区画ずつしか残っていないと、これがなくなった後のということとございますけれども、現状としましては民間の不動産の業者さんが砂川の土地を販売、仲介しているということもございますし、砂川市でも空き地、空き家の情報を皆様にお知らせしているという取組もしておりますので、公社として新たな宅地の造成、分譲というのは考えてございませんが、いろいろな手段を通じて砂川市に一人でも多くの方が住んでもらえるような情報発信というのはこういった媒体を使いながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第5 報告第4号 事務報告書の提出について

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第4号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第4号 事務報告書の提出についてご報告を申し上げます。

令和2年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり、令和2年4月から令和3年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで147ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第6 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第6、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第5号及び第6号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号及び第6号を終わります。

◎日程第7 意見案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

意見案第3号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

○議長 水島美喜子君 日程第7、意見案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書について、意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30

人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について、意見案第3号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第3号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これにて日程の全てを終了いたしました。

令和3年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

新しい議場での初めての定例会を無事終わらせていただきました。ありがとうございました。

閉会 午後 2時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年6月16日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員